

横浜市緑区生活支援センター

令和7年度

事業計画書

公益財団法人 紫雲会

## I. 運営方針

生活支援センターは、精神保健福祉分野に特化した相談支援事業所の専門性を活かしつつ、基幹相談支援センターや区福祉保健センター、地域ケアプラザ等との有機的な連携を図り、「障害を抱えられた方々がより暮らしやすい地域づくり」に貢献していく役割を担う必要があると考えます。これまで培ってきた精神保健福祉分野におけるスキルや経験の積み重ねを地域に還元し、精神保健福祉活動の拠点としての機能と役割を担うことで、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」と「共生社会」を目指した地域づくりに繋がると考えます。

「生活支援センター標準化」が定着してきたことにより、引き続き積極的な「アウトリーチ支援」を実施し拡充していきます。その目的である「相談支援体制強化」と「地域移行支援の推進」についての検証結果を踏まえ、また同時に示された「在住区支援」の方針に則り、「生活支援センターの目指すところやあり方」等を再確認するとともに、改めて区を単位とした地域特性や身近な地域の状況にしっかりと目を向けることを意識していきます。

また、指定管理第3期での事業展開方針として掲げた「入院を予防する仕組みづくり」「入院を長期化させない仕組みづくり」を長期的に目指し、医療機関や高齢分野などを巻き込んだ「多職種アウトリーチ支援のチーム作り」や「医療機関や地域ケアプラザ等との定期的な情報共有の場づくり」を継続的に進め、障害分野、高齢分野、医療機関、地域住民等が同じ場で話し合える仕組みづくりを検討していきます。

既存の事業である「相談支援事業」「地域活動支援センター事業」「退院サポート事業」「自立生活援助事業及び自立生活アシスタント事業」の4事業については、長期入院からの退院、地域移行、そしてその先の地域生活の継続までを包括した、「繋がりのある地域支援」として捉えています。必要な場面において各事業を相互に連携させた事業展開により、「切れ目のない支援」を目指します。また一方で、支援センターのスタート地点である「基本相談」「居場所機能」の大切さも忘れてはならないと考えます。

利用者の皆さまや関係機関からの信頼を頂きながら、地域へ貢献できる生活支援センターの運営を目指し、職員の資質向上に向けた自己研鑽の場を重視し、知識及びスキルの向上を図ります。

## II. 生活支援センター概要

《設置・運営法人》 設置：横浜市 運営：公益財団法人 紫雲会

### 《運営時間・休館日》

運営時間 月曜日～金曜日 午前9時から午後8時まで  
土曜日 午前9時から午後5時まで

休館日 毎週日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

（ただし運営時間と休館日については、変更する場合があります）

### 《職員配置》

○センター長 1名  
○相談員 10名（常勤・非常勤・アルバイト職員）  
○その他 嘱託医、心理士、調理アルバイト

### 《実施事業》

- ・地域活動支援センター事業
- ・指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業
- ・退院サポート事業
- ・自立生活アシスタント事業
- ・自立生活援助事業

## 《業務分担》

業務分担については、個々の職員の適性や経験を考慮し、適切に配置します。

## 《年間行事計画》

緑区の特性を鑑みながら、利用者の地域生活支援に役立つ行事・プログラム等企画・実施します。

## Ⅲ. 指定特定・指定一般相談支援事業

「指定特定相談支援事業」「指定一般相談支援事業」について、事業実施の拡充と、地域の中で実施における信頼と実績を得ることを目指して、支援センターにおける相談支援の更なる充実を図っていきます。また当事者やご家族が支援やサービスの利用を検討するにあたり、地域における相談窓口の第一義的な役割を果たしていくことが出来るよう、事業所としての自覚を意識するとともに、従事する職員の資質の向上に努めます。また事業遂行にあたり、区福祉保健センター及び地域の関係機関、サービス提供事業所等との有機的な連携体制を図ります。

### 1. 指定特定相談支援事業

地域における安心した生活の継続を目的に、各種サービスの利用を希望される主に緑区在住の対象者について「サービス等利用計画」を作成し、ご本人の目的や希望に添った地域生活実現の為に、より良いサービスが適切に提供されるよう検討しプランを作成します。事業実施において、ご本人のアセスメント、関係機関との連絡調整とネットワークの構築、適宜のモニタリング等をしっかりと実施していく事に加え、より質の高いプランを提供出来るよう、研修受講や勉強会の機会を持つ等で、各職員やセンター全体の資質とスキルの向上を目指します。

### 2. 指定一般相談支援事業

精神科医療機関の入院から地域生活への移行が可能な患者さんについて、医療機関、担当区、他の関係機関、ご家族等と協働し、それぞれの意向や視点を共有しながら、ご本人の希望に最大限寄り添う意思決定支援の実現を目指します。

地域移行支援では6ヶ月が支援の目安となりますが、ただ単に地域へ退院する事のみでなく、その先の地域生活の安心と継続を見据えた中、医療機関、地域の関係機関との連携や、ご本人への見守り支援のためのネットワークづくりを目指します。その中で起こり得る緊急時の対応、対処が取れる様、自立生活アシスタント事業、自立生活援助事業を含めた地域定着を目的とした支援を連動させて実施し、地域生活継続上の安心を提供します。

## Ⅳ. 地域活動支援センター 事業

### 1. 相談支援

#### ①「基本相談」

支援センターの拠り所と言うべき相談の形と考え、今後も利用者との関わりの第一歩として、また生活面全般の「よろず相談」としてのセンター機能を大切にしていこうと考えです。

#### ②「嘱託医相談」

医療や服薬についての相談は、当事者や家族の方々の相談支援には欠かすことのできない側面と考えます。相談内容は必要に応じて職員と情報共有させて頂き、利用者のより良い支援に繋がります。

また今後は可能な範囲において、地域の支援者や当事者との関わりがある福祉関係以外の機関からの相談や支援会議への参加、支援センターに来所出来ない方に向けたアウトリーチ活動を実施する際の助

言等の役割も担って頂くことを検討します。

### ③「心理士による相談会」

心理士の専門性を活かした相談会として、継続的に実施します。

## 2. 訪問・同行

- ①定期的な訪問等により、引きこもりの防止や単身生活上の安心に繋がる見守り支援を実施します。
- ②不穏時や緊急時、区福祉保健センターや関係機関との連携による緊急訪問や安否確認の為の訪問を実施します。また必要に応じて、医療機関へ繋げる等の緊急対応を検討し支援します。
- ③利用者単独では困難な制度の手続きや、通院等の同行により、不安の軽減や自信をつける事への支援を目的とします。
- ④入院を予防する視点から、定期的な訪問による心身の状態把握に努めます

## 3. 日中活動支援

### ①フリースペース機能

- ・仲間作りや交流の場として、自由にくつろげる「居場所」としての場を提供します。また職員は「基本相談」の場としての重要な役割を持つ機能を意識した関わりをします。
- ・関係性構築の中から利用者のニーズを掴み、必要に応じて計画相談及びその他の事業に繋がります。

### ②各種サービスの提供

#### ・夕食サービス

季節や日本の郷土を感じる事の出来るメニュー提供や、栄養バランスを考えた食事提供を心掛けます。

#### ・入浴、洗濯サービス

衛生面には留意し、地域における日常生活に役立つよう意識してのサービス提供を実施します。

#### ・インターネットサービス

利用者が手軽に様々な情報収集することが可能な環境の提供として実施します。また、パソコン操作が不慣れな利用者についても利用が可能な様、職員が適宜対応します。

### ③情報提供

制度や法律、社会資源等の情報を迅速に収集し、様々な手段での情報提供を実施します。

(館内掲示、センター発行紙、ホームページ、チラシの配布等)

情報提供の場所についても、より利用者の目に留まりやすい様、配慮していきます。

### ④場の提供

地域の関係機関・家族会・ボランティア活動・自主サークル活動等に於ける場の提供をします。

## 4. 家族支援

緑区の家族会「みどり会」とは日頃の様々な関わりから、良い関係性を築かせて頂いています。例えば「みどり会定例会への定期参加」や支援センターでの「みどり会新年会、昼食会、茶話会の開催」や、さまざまな「講座開催」、自立支援協議会精神部会への参加協力など、今後も様々な場面での協働や協力、連携を実施していきます。

- ①「家族の負担」を軽減するための様々な支援を実施します。
- ②「家族の力」を応援します。
- ③「みどり会（緑区家族会）」の活動に協力、協働します。
- ④「家族のための家族学習会」の実施にあたっては、協力や必要なバックアップをします。
- ⑤区福祉保健センターと協働し、家族向けの講座「家族教室」を実施します。
- ⑥緑区自立支援協議会に参加して頂き、地域づくりについて協働します。

## 5. 地域連携・地域交流

### ①関係機関との連携

区福祉保健センター、基幹相談支援センター、地域活動支援センター、地域活動ホーム、地域ケアプラザ等々、精神関連施設のみならず障害の枠を超えて必要な連携が迅速に取れるよう、日ごからの業務連携や情報共有、顔の見える関係づくりを心がけます。更に医療機関との情報共有の場を持つことを心掛け、入院を長期化させない取り組みを目指します。

### ②地域交流

自治会の催事や防災訓練、地域の行事等に協力し積極的に地域交流を図ります。また、当事者の方々が地域の一員として地域住民の方々との関わりが持てるよう、地域ケアプラザや基幹相談支援センターとも協働し、イベントの企画等を通じて地域に出向く事を意識します。

緑区社会福祉協議会福祉部会との連携で、地域における災害時の取り組みとして、事業所が孤立してしまうことの無いよう中山地区での顔の見える関係作りに協力していきます。

## 6. 普及啓発活動

精神障害者に対する偏見・差別などを無くしていくことを目的に、「精神障害についての正しい知識と理解」について、オンラインも活用しながら各方面に様々な情報発信をしていきます。これらの普及啓発活動は、地域づくりに繋がる活動として支援センターの責務と考えています。

- ①地域の支援者（民生委員、ケアマネージャー等）や一般市民に向けて「講座」「研修会」等の実施
- ②地域ケアプラザと協働し「こころの病を知る講座」「出張個別相談会」等の継続した実施
- ③精神科医療機関に出向き、入院患者や医療従事者に向けて、地域の社会資源等の紹介講座実施
- ④その他必要に応じての相談会や講座、配布物その他等で地域に向けての情報を発信

## 7. ピア活動等の推進

ピア活動やボランティア活動の推進、協力、バックアップをします。メンバーと協働してピア活動の在り方検討もしつつ、今後も当事者の皆様の力を様々な場面で生かすことが出来るよう、継続的にバックアップしていきます。

## 8. 自主事業

### ※最終ページの別表参照

感染症対策に配慮した上で、季節に合った行事やイベント、プログラムを実施します。

仲間づくり、協働、達成感、趣味の活動や行動の幅を広げること、外に出るためのきっかけ作り等を目的に、生活スキル向上や知識として役立つ講座等の企画など必要に応じて実施していきます。また、メンバーミーティングや意見箱、利用者アンケート等も活用し、利用者の意見も取り入れていきます。

一方、緑区ならではの地域性を活かした独自のプログラムや、緑区内関係機関の連携により実施するプログラム、利用者や協働して企画、実施するプログラム等々を大切にしていきます。

- ・「利用者との協働プログラム」（利用者が特技を活かして、企画から実施まで職員と協働して実施）
- ・「蛍鑑賞会」（徒歩圏内にある四季の森公園にて光る蛍を見に行く毎年恒例のイベント）
- ・「みどり菜園」（自然農の体験や収穫。収穫した作物を利用したプログラムの実施等）
- ・「緑区合同クリスマス会」「納涼会」「バスハイク」「みどりお散歩会」
- ・「スポコン（スポーツ根性クラブ）」「ソフトボール」（練習内容等メンバーと話し合いながら実施）

## 9. その他

### ○衛生管理、感染症対策

職員全員が衛生管理の意識を徹底し、消毒を含む日常清掃の他に、毎週土曜日の重点的な清掃、年2回定期的に「専門業者による館内清掃」「害虫駆除」、月4回「近隣地域作業所との委託契約による館内清掃」、月1回の食器類や調理器具の漂白消毒等実施し、衛生管理には細心の注意を払います。

「感染症対策」については、十分環境整備するなど、日頃の衛生管理の意識をより高めていきます。

### ○安全管理・危機管理

「安全管理・緊急対策マニュアル」に基づき、利用者及び職員の安全管理を徹底し、万一事故の場合には迅速に対応し、事後検討を行い再発防止に努めます。また合築施設と協働し、年2回の防災訓練等を実施するなど、迅速な消火活動、避難誘導が行えるように努めます。

緑区役所との「福祉避難場所の協力に関する協定」に基づき必要数の非常食を備蓄し、災害時には、要援護者への救済等災害時の対応にも協力していきます。また令和6年1月の石川県能登半島地震を受けて、利用者に向けても災害時を想定した日頃からの意識作りの投げかけも検討していきます。

自然災害発生時における業務継続計画および新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画を作成し、災害時においても施設運営を維持していけるよう対策を講じていきます。

### ○人権擁護、個人情報保護、虐待防止

職員の守秘義務を徹底し、個人情報外部に漏れることのない様、情報の含まれる書類等の保管や記憶媒体のセキュリティー化などに細心の注意を払い、利用者の個人情報保護に努めます。「横浜市個人情報の保護に関する条例」「厚労省個人情報ガイドライン」「障害者虐待防止法」等を遵守し、個人情報保護及び情報公開、人権擁護に努めます。また法人主催の虐待防止研修の受講や、毎月開催される「虐待防止委員会」に参加する等、職場内外に於いて定期的な振り返りと検討を行います。

### ○苦情解決に関する取り扱い

苦情相談について苦情受付担当者、苦情解決責任者及び苦情解決第三者委員の所在を利用者への周知のために掲示し、苦情があった場合は速やかに検討し、所定の書面をもって対応します。

また、「利用者アンケート」「意見箱の設置」「メンバーミーティング」などから常に利用者の声に耳を傾け、支援センター運営の改善に努めます。

### ○職員資質の向上・人材育成

職員は施設設置の各種マニュアル、運営規程、要項等を熟知し、それらに基づいた支援を常に考察します。また外部の研修や講習会に積極的に参加し、報告書や職場内研修等で他の職員と共有し、職員ミーティングや職員全体会議等を通して常に研鑽に努めます。新人職員に対しては、経験年数の長い職員を個別に育成担当として、職場内スーパービジョン体制のもとに丁寧な新人育成をおこないます。

また福祉系専門学校や大学、医療機関等の実習生を積極的に受け入れ、将来福祉職従事を目指す人材の養成を応援します。

### ○緑区自立支援協議会

- \* 「事務局」…協議会の体制や部会の進捗状況の把握を進め、協議会全体を企画・運営していきます。
- \* 「精神部会」…多職種連携にて「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」や「地域づくり」に繋がる様々な取り組みを実践し、困難事例等の個別支援を積み重ね、地域課題を共有することや受け皿としての地域の力を高めていくことを目指します。
- \* 「分科会」…緑区で検討が必要と整理された課題について、構成員や内容も含めて企画・運営を行う。
  - ・「主任相談支援専門員の活用・育成」…法定研修のインターバル実習の企画・運営や会議やスーパービジョンにもつながるファシリテーション技術の向上のための研修を企画していきます。

- ・「緑区の環境に目を向ける」…支援者が生活者としての視点を持ちながら、地域の環境面に目を向けられるようになるために必要なテーマを導き出し、地域の問題点について考えます。
- ・「アセスメント検討会」…6年度協議会共通テーマとして話し合われたアセスメントの共通点や違いについて分析し、多職種に共通する視点や書式の作成を検討します。

## V. 退院サポート事業

退院サポート事業は、これまでの実績やノウハウを活かして、一人でも多くの地域移行を実現すべく幅広く事業を実施します。また退院後も安心して地域生活が継続出来るように、「地域包括ケアシステム」を意識しつつ、「他事業・他機関との連携」や受け入れ側である「地域づくりの視点」を重視していきます。

また、精神科医療機関と密に連携を図りながら、他区の支援センター担当職員や各関係機関の担当職員等とも協働し、入院患者や医療機関職員の方々への啓発活動を実施していきます。

- ・精神科医療機関との協働体制の拡充と相互理解、地域づくり
- ・指定一般相談支援事業の対象にならない入院患者さんに向けての、根気強い関わり

この2点を当事業の重要な目的として実施します。

### (1) 支援内容

#### ①対象者の思いに寄り添った個別支援

十分なアセスメントを基にした個別支援計画を立てた中、対象者の地域移行に向けてのニーズや思いに寄り添ったきめ細かい支援を行います。また指定一般相談支援事業の対象外の方（退院に向けての希望がまだ固まっていない入院患者等）に向けて、根気強く関わりを続けます。

#### ②精神科医療機関との有機的な連携に繋がる関係づくり

精神科医療機関との密な連携を心がけ、院内スタッフと協働して入院患者の地域移行について検討をしていきます。また事業対象者のみならず、院内スタッフや入院・外来患者に対し地域の社会資源を知ってもらい、地域生活の具体的なイメージ作りの一助として普及・啓発を実施します。その際地域生活の先輩としての当事者との協働は必須と考えます。

#### ③地域生活安定を支える受け皿となる地域づくり

退院後地域で安心して安定した生活を継続する為の地域全体の理解や協力、また充足されていない社会資源の創設やそれらを補完するためのネットワーク作りを目指し、地域包括ケアシステムの構築を念頭に置いた地域づくりを医療機関、その他関係機関と協働して目指します。

#### ④ピアサポーターとの協働

対象者にとってピア（当事者）の方々から受ける影響は計り知れないと考え、出来るだけ協働することを意識し、更に支援センターとしてピア活動全般へのバックアップ体制も整えていきます。

#### ⑤地域生活の体験

入院中や施設入所中の方々も含めた利用者からのニーズの把握を行い、入院中では体験できない生活体験の拡大と獲得、具体的な地域生活のイメージ作り等を目的とした体験の場が実現できる体制を検討していきます。

### (2) 他事業との連携

#### ①「自立生活援助事業（自立生活アシスタント事業）」との連携

地域移行後のサポート体制を手厚くすることが必要です。地域生活の安心安定と再発予防の目的で、自立生活援助事業等と協働した形で地域定着の為の支援を構築します。

## ②「指定一般相談支援事業（地域移行支援）」との連動

支援対象者のうち 6 か月以内での退院が見込まれそうな場合は、計画相談を導入し、さらに支援者を手厚くした上で、地域相談支援に移行しての支援を実施することを検討します。

## ③「地域自立支援協議会」等の活用

基幹相談支援センター、区福祉保健センターはもとより、他障害や地域の各関係機関との連携、協働によるネットワークを生かした重層的な支援体制の構築により、地域定着の安定を図ります。

## Ⅵ. 自立生活援助事業、自立生活アシスタント事業

本事業は、障害者が地域で安心して自立した生活が送れるように、日常生活上の相談・助言・情報提供・コミュニケーション支援を当センターの専門性を活かし自立に向けた個別支援を包括的に行うことにより、利用者の障害特性を踏まえた社会適応力・生活力を高めることを目的とします。

本事業を遂行するためには既存の受託事業所、区福祉保健センター、医療機関及び地域の関係機関との協力や理解を得ながら、利用者の地域生活の継続的な安定を目指し、常時の緊急時連絡相談体制をもって事業展開を図ります。

### （1）支援内容

#### 【自立生活援助事業】

- ①自立生活援助計画の作成、評価
- ②概ね週に 1 回以上の定期居宅訪問
- ③利用者から相談・要請時の訪問による随時の対応
- ④利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況把握
- ⑤必要な情報の提供、助言、相談、同行による支援
- ⑥関係機関との連絡調整
- ⑦利用者または家族との常時の連絡体制の確保
- ⑧その他地域における自立した生活を営むために必要な援助

#### 【自立生活アシスタント事業】

利用者との契約により、担当職員が個別支援計画に沿ったきめの細かい個別支援を実施します。

##### ①訪問による生活上の支援（自宅への定期的な訪問）

- ・衣食住に関する支援 …規則正しい生活を送るための助言等
- ・健康管理に関する支援…服薬・通院、その他身体的な健康管理を維持するための助言等
- ・消費生活に関する支援…金銭の計画的な使途や浪費防止のための支援・助言等
- ・余暇活動に関する支援…引きこもりや外出が苦手な方への情報提供や活動計画の助言等

##### ②コミュニケーション支援

- ・対人関係の調整…家族・友人・近隣とのトラブルや関係修復等の調整
- ・職場・通所先との連絡調整…職場や通所先での問題・課題に関する調整や利用者自身で解決する力をつける目的でのサポート等

##### ③安否確認の対応

- ・連絡が取れない場合など最悪の状況を想定し、自宅開錠を含めた対応を検討し、必要に応じて実施します。



## (2) 普及・啓発活動

利用者が地域で安定した生活を送るためには、地域や医療機関、関係機関との連携が不可欠であり、そのための普及・啓発活動は不可欠です。支援センター実施の他事業と共に積極的に実施していきます。

### 《自主事業別表》

行事、プログラム共に、感染症の状況を鑑みながらの実施とする予定です。

#### 【季節の年間行事】

実施月	行事	内容
4月	里山ガーデン散歩会	緑区地域の特色を生かした行事（近隣の里山ガーデンにてお散歩）
5月	ズーラシアお散歩	緑区地域の特色を生かした行事（近隣のズーラシア園内にてお散歩）
6月	蛍鑑賞会	緑区地域の特色を生かした行事（近隣の四季の森公園にて実施）
7月	納涼会	緑区内精神障害関連の全事業所と合同で実施
9月	コスモスフェスタ	緑区地活ホームとの合同実施（地域のお祭りとして施設を開放）
10月	ソフトボール交流試合	緑区生活支援センターチームとして市内他区のソフトボールチームと交流試合
11月	日帰り旅行（バスハイク）	緑区福祉保健センター、区内事業所との合同実施（観光等）
12月	クリスマス会	緑区内精神関連の全事業所と協働で実施
1月	初詣	支援センターより近隣の神社に初詣
2月	豆まき	地域の豆まき行事に参加
3月	ひなまつり	ひな人形7段飾り（ご家族からの寄付）を飾り、茶話会

#### 【プログラム】

プログラム	内容	実施頻度
みどりお散歩会	緑区地域の魅力を再発見するプログラム	適宜
スポーツ根性クラブ	スポーツセンターを使ったショートテニスなど	適宜
みどり菜園	自然農法による植え付けから収穫までを体験	月1回
余暇支援	誰でも気軽に参加できるお楽しみ会の会	月1回
メンバーミーティング	支援センター利用に関する主体的な話し合い	年4回
家族会新年会	交流会	年1回
みどりピアクラブ・茶話会	当事者活動のバックアップ等	適宜
手芸サークル	メンバーと企画した手芸作品の作成と展示等	年12回
ソフトボール	野外スポーツプログラム（冬季休み、夏季休みあり）	月2回
講座・勉強会	役に立つ知識がもらえる企画の講座や勉強会	適宜

（※実施頻度は予定です）